

# 弘前大学大学院 保健学研究科 心理支援科学専攻（修士課程） 設置の趣旨等を記載した書類

## 目次

1. 設置の趣旨及び必要性.....	2
2. 修士課程までの構想か、又は博士課程の設置を目指した構想か.....	10
3. 専攻の名称及び学位の名称.....	10
4. 教育課程の編成の考え方及び特色.....	11
5. 教育方法、履修指導方法及び修了要件.....	19
6. 基礎となる学部との関係.....	23
7. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施.....	24
8. 取得可能な資格.....	24
9. 入学者選抜の概要.....	31
10. 教員組織の編制の考え方及び特色.....	33
11. 研究の実施についての考え方、体制、取組.....	34
12. 施設、設備等の整備計画.....	35
13. 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画.....	37
14. 管理運営.....	38
15. 自己点検・評価.....	39
16. 情報の公表.....	40
17. 教育内容の改善を図るための組織的な研修等.....	43

## 1. 設置の趣旨及び必要性

### (1) 社会的背景

#### ① 高度な専門性を有する心理支援職の必要性

わが国において、心の支援が求められる諸問題としては、ストレスに関連した問題や不適応（育児、就学、就労に関連した問題）、ストレスに伴う精神的な障害（うつ病、自殺、PTSD）、発達・教育上の問題や障害（自閉スペクトラム症や注意欠如・多動性障害などの発達障害、不登校、引きこもり、いじめ）、子どもの逸脱行動や養育保護環境の問題（非行、虐待）、高齢化に伴う問題（認知症高齢者の増加、退職後の生活不安、介護及び介護に伴う離職）、自然・人的災害（災害による被災者や犯罪被害者の心のケア）など、多岐にわたる。とりわけ、保健医療分野において心理支援職に求められるニーズは、従来の精神障害や心身症患者に対する心理療法にとどまらず、認知症患者やその家族に対するケア、がん患者に対する緩和ケア、周産期医療における母子支援、遺伝子医療における倫理面での心の支援、生活習慣病などの慢性疾患を抱える患者に対する心理的支援などへと複雑かつ多様化してきている。これらの問題には、単一の医療専門職のみによる対応では困難であり、多職種が連携したチーム医療によって一層の効果を上げられる。

このようなチーム医療において活躍が期待される心理支援職の唯一の国家資格が公認心理師である。チーム医療は、複数の医療専門職が、業務を分担しつつも互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供することが目的であるが、それには各職種の高い専門性が前提となる。複雑多様化した社会に生きる国民の心の問題の解決に寄与できる高度な専門性を有する心理支援職の育成は、国立大学の使命でもある。

#### ② 地域の課題

青森県は男女とも日本一の短命県であり、がん、脳血管疾患及び糖尿病による死亡率が全国の都道府県の中でも最も高い状況にある。その対策として、青森県は健康寿命を延ばすために、食事、喫煙、飲酒及び塩分摂取量等の制限による生活習慣の改善を中心とした様々な施策を実施している。これまでの研究により、これらの生活習慣の改善には心理的要因が大きく関与していることが明らかになっている。

また、青森県の自殺死亡率は平成 21 年以降連続して低下しているものの、全国平均よりも高い数値で推移しており、自殺の多い地域であることが明らかになっている。人口の高齢化、過疎化による孤立や孤独といった高齢者や障害をもつ人々の心の問題も深刻化している。さらに、子どもが抱える心の問題に対する支援者としてスクールカウンセラーの役割が期待されるが、青森県内に派遣されたスクールカウンセラー 68 人のうち、公認心理師や臨床心理士などの有資格者の割合は 23 人（33.8%）にとどまっている。令和 5 年 3 月末時点の人口 10 万人当たりの公認心理師登録者数は、全国平均が 51.1 人であるのに対し、青森県は 33.6 人（全国ワースト 2 位）であり、専門的な知識や技能に関する

る訓練を受けた心理支援職が他の地域に比べ著しく不足している状況にある。

このように、青森県民の心の健康課題は拡大化かつ多様化しているものの、それに対応できる心理職の絶対数が不足しており、青森県民の心の健康の保持促進に寄与できる心理支援職の養成が期待されている。

### ③ 公認心理師養成における課題

従来の個人心理療法を中心とした臨床心理士の養成課程は、単一職種教育 (Uniprofessional Education) であり、他の職種との連携に関する教育が不足していた。平成 27 年に公布され、平成 29 年に施行された公認心理師法においては、「保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に支援が提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない」と明記されている (公認心理師法第 42 条)。さらに、「心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない」と定められており (同法 42 条 2 項)、保健医療領域における連携も義務付けられている。

保健医療分野における支援では、「生物－心理－社会モデル」で被支援者を包括的にとらえ、身体的治療とともに心理的、社会的な援助を行い、生活の質の向上や生きる喜び、再発予防など多職種が連携して被支援者の健康の増進を図ることが重要とされている。このように、被支援者の心理的な問題の解決に向けて適切な連携を行っていくためには、養成課程の段階から、多職種連携教育 (Interprofessional Education: IPE) を充実させる必要性がある。

多職種連携教育とは、広く引用されている英国専門職連携教育推進センター (CAIPE) の定義によれば、「複数の専門職領域から成る学生が、共に学び、お互いから学び合い、お互いのことを学ぶことにより、ケアの質を高める」とされている。また、WHO (2010) は IPE について、医療従事者を目指す学生が、卒前の段階から、将来の実践的な連携の準備をする段階として重要なものと位置付けている。

本学の保健学研究科では従来から、多職種連携教育 (IPE) による人材育成の目標を掲げ、幅広い教養と専門的知識・技術を修得し、医療スタッフとしてチーム医療で重要な役割を果たす専門職を育成することで社会の要請に応えてきた。そこで本学はチーム医療で心理支援職の専門性を向上させること、及び保健学研究科での多職種連携教育 (IPE) のさらなる体制強化のために、保健学研究科に心理支援科学専攻を設置する。多職種との交流や事例検討などを通じた多職種連携教育 (IPE) の教育体制を強化し、多職種との連携や総合的支援のための連携ができる心理支援職を養成することで地域ニーズに応えることとした。

## (2) 設置の必要性

### ① 大学のビジョンにおける位置付け

本学が位置する青森県は全国一の短命県であり、男性は昭和 50 年以降、女性も平成 12 年以降、最下位の状況が続いている。短命県からの脱出は青森県の悲願であり、医療を含め地域に有能な人材を輩出することは本学における大きな使命の一つとなっている。実際、本学は第 4 期中期目標・中期計画において、医師をはじめとする医療人の教育・研修体制の充実、安全かつ質の高い医療の提供と地域における医療提供体制の改善を掲げている。本学の医学部は医学科、保健学科、心理支援科学科の 3 学科を有し、その中でも保健学科は全国最大規模の 5 専攻を有している。大学院保健学研究科は現在 1 専攻（保健学専攻）4 領域から成っているが、これに心理支援科学専攻を新設することは人材育成の観点から機能強化につながるものである。

研究面では、寿命革命を掲げる弘前大学 COI 拠点（「革新的イノベーション創出プログラム（COI STREAM）」、平成 25 年～令和 3 年）が本学における研究拠点の役割を果たしてきた。本学 COI 拠点では、短命県返上を合言葉に、青森県各市町村との連携による住民の健康診断や健康教育、健康リーダーの育成、自治体・地域企業等の健康宣言に取り組み、その事業は令和 4 年に採択された共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）事業に引き継がれている。つまり、健康科学は本学における研究の柱であり、その中核を成すのが医学研究科と保健学研究科である。したがって、保健学研究科に心理支援科学専攻を設置することは本学における健康科学研究の一翼を担うものと位置付けられ、研究面での機能強化にもつながるものである。

本学では従来、大学院教育学研究科学校教育専攻（修士課程）において臨床心理士の養成を行っていた。そこでの修了者の数は表 1 に示すように 6 年間で 18 名、そのうち青森県内に就職した者はわずか 5 名であり、年に 1 人にも満たない状況であった。つまり、この状態を継続しても、青森県内における臨床心理士の不足を解決するには到らない状況であった。また、教育学部は教員養成に特化し、大学院教育学研究科も教職大学院に一本化することが大学の方針となっていた。そこで、青森県内における臨床心理士の不足を補うためには方針転換を行い、十分な養成人数を確保すべきであると考えられた。そのためには、平成 27 年に公布された公認心理師法の趣旨に則り、国家資格である公認心理師の養成を担う新たな学科を十分な入学定員を確保したうえで設置し、将来的には大学院修士課程も設置する方向で検討を進めることとした。その方針転換により、平成 29 年度に学校教育専攻の教育科学コース臨床心理学領域の学生募集を停止し、令和元年度には学校教育専攻を廃止した。これによって臨床心理士の養成には空白期間が生じることとなったが、その後、医学部に心理支援科学科の設置が認められ、令和 2 年 4 月には 10 名の新生が入学した。今後は青森県における心理支援職の不足を補うため、公認心理師を育成し、青森県内に安定的かつ恒常的に輩出してゆくことを目指す。

表 1：大学院教育学研究科学校教育専攻臨床心理学領域における修了者

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
修了者数	4	3	2	4	2	3
修了者のうち青森県 内に就職した人数	1	1	1	2	0	0

## ② 青森県における必要性

平成 30 年 2 月には青森県臨床心理士会（現：青森県公認心理師・臨床心理士協会）から心理支援職の養成を行う修士課程の存続に関する要望書が本学に提出された。その後も同協会とは定期的に意見交換を行い、公認心理師養成課程に求められる多職種連携教育（IPE）やコンピテンシー、青森県内における卒業生の雇用見込みや卒後教育のあり方などについて協議を重ねてきた。それらのやり取りを通じて、1. (1)②に上述の青森県民の心の健康問題の解決に寄与できる心理支援職の養成には、医学部附属病院や多数の関連医療機関を有する本学医学部に養成課程を設置することが教育内容の充実に適していると判断し、令和 2 年 4 月に医学部心理支援科学科を設置した。

令和 5 年現在、公認心理師国家試験の主な受験資格は、①4 年制大学において定められた科目を履修し、その後大学院において定められた科目を履修し修了すること、②4 年制大学において定められた科目を履修し、その後定められた施設で一定期間の実務経験を積むこと、③同等以上の知識及び技能を有すると認定された者、のいずれかの条件を満たすことで得られるが、このうち、②の実務経験を積むための認定施設は令和 5 年 6 月時点で国内に 9 施設しか存在せず、③に関しては外国の大学や大学院を卒業、修了した者に限定されていることから、資格取得の標準的なコースは①の大学院の修了を経ることになると言える。しかしながら、青森県内において心理支援職を養成する機関は本学以外にはないこと、また、本学は青森県で唯一の国立大学法人として、地域を支える高度な専門職人材を育成し、地域課題の解決に貢献することが期待されており、その期待に応えるため公認心理師を養成することで積極的に地域社会の健康向上をリードしていくことが求められている。そのためにも、新たに心理支援科学専攻（修士課程）を設置する必要がある。

## ③ 保健学研究科に設置する必要性

他大学における心理学科の多くは文学部や教育学部の一部として、もしくは心理学部のような独立した学部の中に設置されているが、こうした従来の単一職種教育体制では保健医療面に関する教育に限界があった。一方、本学は医学部に心理支援科学科を設置したことにより、従来の教育や福祉への心理支援教育に加え、多職種連携教育（IPE）に重点を置き、学部学生のうちから医学・保健医療に関する豊富なカリキュラムを提供す

るのみならず、医学や看護学、作業療法学、理学療法学などの多領域と交流し、連携に対する意識を醸成することが可能となっている。

また、地域における課題解決のためには、学部教育での基礎教育に加え、多職種・多領域にわたるチーム医療の中で心理支援職として活躍することができる高度な専門的知識と技能を持った人材を養成するための教育体制の充実が重要である。心理支援科学専攻では、多職種連携教育（IPE）として、保健医療分野の講義を充実させ、特に精神医学の知識の修得を目指すとともに、保健学連携セミナー等において医療に関わる多職種と実際に交流し、各々の専門性を尊重しつつ、多職種連携の中で心理支援職の役割を明確にすることで、相互の理解を深め、より良い医療提供につなげる機会とする。また、臨床実習での事例を通じて、医師をはじめとする多職種と多角的な視点で議論できる素養を培っていく。さらに心理学研究を行うことにより、リサーチマインドをもって地域の課題及び要請に応えることのできる高度専門職を養成する。

以上のことから、従来の教育学研究科では体現できない教育を提供し、大学のビジョンにおける人材育成と研究面での機能強化を実現するためには、修士課程を保健学研究科に設置することが適切であると判断した。公認心理師の受験資格を取得することは、他大学においても可能であるが、青森県が求める人材を養成し、青森県に修了生を輩出することを目的としている本学だからこそ、心理支援職養成課程を医学系の学部及び研究科に設置し、学士課程から一貫した教育研究体制を整備するものである。

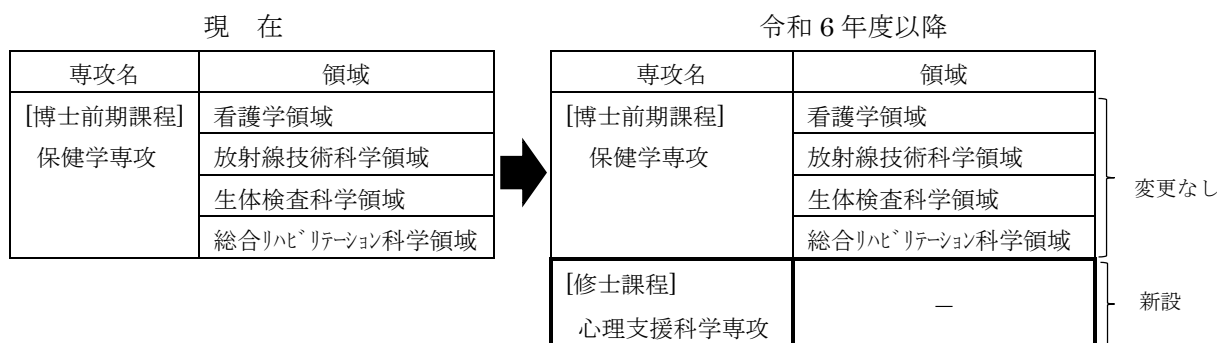


図 1：大学院保健学研究科心理支援科学専攻の設置構想

### (3) 設置時期、入学定員

設置時期は令和 6 年 4 月とし、入学定員は 6 名とする。

### (4) 養成する人材像

弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻（以下、「本専攻」という。）で養成する人材は以下のとおりである。

- ① 心理支援科学に関する実証に基づく高い専門的知識及び技能を有し、それを柔軟に活用する力を持つ心理支援職
- ② 多領域の専門職との連携によるチームアプローチを実践できる心理支援職
- ③ 地域社会における課題を発見し、地域連携のリーダーとして解決に導くための力を有する心理支援職
- ④ 専門職としての高い倫理観と責任感を持ち、生涯に渡り研鑽を積んでいくことができる心理支援職

修了後は公認心理師として主に青森県内をはじめ、東北・北海道地域の医療機関や教育機関、児童福祉法に基づく福祉施設等に勤務、また、公務員試験を受験し児童相談所や少年鑑別所といった公的機関への勤務が想定される。これらの領域では発達障害などの知識や対応が必要な被支援者が多く、専門性のある心理支援職が求められている。

#### **(5) 専攻の特色**

本専攻の特色は、従来の個人心理療法を中心とした臨床心理学教育の中で学びが不足しがちであった保健医療分野に関する教育を実践できること、さらに、保健学研究科に設置することにより、多職種連携教育（IPE）を重点的に実践できることである。

保健学は、人間を身体的・精神的・社会的に全人的な存在としてとらえ、人々の健康について探究する学問領域である。本学の保健学研究科には、保健学専攻（博士前期・後期課程）が設置されており、保健学における教育と研究を通してその成果を社会に還元し、人類の健康と福祉の向上に寄与することを基本理念としている。新たに加わる心理支援科学は、心理的側面から人々の心身の健康について探求する学問領域であるという意味で、両専攻は保健学研究科における基本理念を共有し、チーム医療の中で活躍できる人材を育成するという一つの目標を掲げて結集する。

保健学専攻は、看護学領域、放射線技術科学領域、生体検査科学領域、総合リハビリテーション科学領域の4つの領域で構成され、看護師や放射線技師など様々な医療系資格を持つ学生が在籍し、従来から、多職種連携教育（IPE）による人材育成の目標を掲げ、幅広い教養と専門的知識・技術を修得し、医療スタッフとしてチーム医療で重要な役割を果たす専門職を育成することで社会の要請に答えてきた。新たに心理支援科学専攻を設置することにより、保健学専攻の学生も心理支援に関する知識や技術をより深く学ぶ機会を得ることができ、各々の専門職の立場からチーム医療の中でより適切な支援を提供できる能力を向上させることができる。また、両専攻で共同開催される授業やセミナー等を通じて、両専攻の学生や教員達が切磋琢磨し相互に学び合いながら、将来的にはチーム医療の現場で協働することができる優れた人材を養成することができるという相乗効果が得られる。

以上の観点から、本専攻を保健学研究科に設置し、従来から開講している保健学研究セミナー及び保健学連携セミナーに本専攻も参画することにより、保健学専攻の学生に被支援

者の心理的側面や心理支援を深く学ぶ機会を提供でき、双方の役割や研究的視点を身につけることでチーム医療の中で被支援者の心理的ニーズを理解することができる優れた人材を養成でき、現在展開している教育の質が大きく向上すると考える。

#### **(6) ディプロマ・ポリシー**

本専攻の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように定める。

本専攻では、実証に基づく高い専門的知識と技能を修得するとともに、高い倫理観と責任感を兼ね備え、心理支援のリーダーとして地域社会における心理学的な課題の解決に寄与できる人材を養成する。

- ① 心理支援科学に関する実証に基づく高い専門的知識と技能を有し、それを柔軟に活用する心理支援の実践力を有すること。
- ② 多領域の専門職との連携によりチームアプローチを実践できる協調性を有すること。
- ③ 地域社会における心理学的課題を発見し、地域連携のリーダーとしてその解決に向けた方法を計画し遂行できる行動力、論理的思考力及び研究能力を有すること。
- ④ 専門職としての高い倫理観と責任感に基づき研鑽を重ね続ける生涯学習への態度を有すること。

#### **(7) カリキュラム・ポリシー**

本専攻の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように定める。

- ① 心理支援科学に関する実証に基づく高い専門的知識及び技能とその活用に必要な実践力を修得する。
- ② 地域社会における心理学的課題を発見し、地域連携のリーダーとして解決に向けた方法を計画し遂行する行動力、論理的思考力及び研究能力を修得する。
- ③ 専門職としての高い倫理観と責任感に基づく生涯学習への態度及び多職種連携に基づくチームアプローチに必要な協調性を修得する。
- ④ 学修成果を客観的かつ厳格に評価するため、各科目のシラバスにおいて授業内容の詳細と成績評価基準を明示する。科目担当教員は到達目標に対する状況が把握できる成績評価基準を策定し評価を行う。

#### **(8) アドミッション・ポリシー**

本専攻の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のように定める。

- ① 公認心理師を志す者として、学部レベルの心理学に関する基本的な知識を有する学生



- ② 人々の心の健康を保持・増進し、生活の質の向上に向けた支援に関心を持つ学生
- ③ 心理支援を実践・発展させるための科学的根拠の探求及び蓄積ができる学生
- ④ 他の専門家と連携し、臨床心理学の実践及び研究を通じて成果を社会に還元する意欲を持つ学生

### (9) 養成する人材像及び3ポリシーの相関

養成する人材像と3ポリシーとの相関は以下のとおりである。本専攻では、これら3つのポリシー間における整合性の高い教育課程を編成し、公認心理師を養成する。

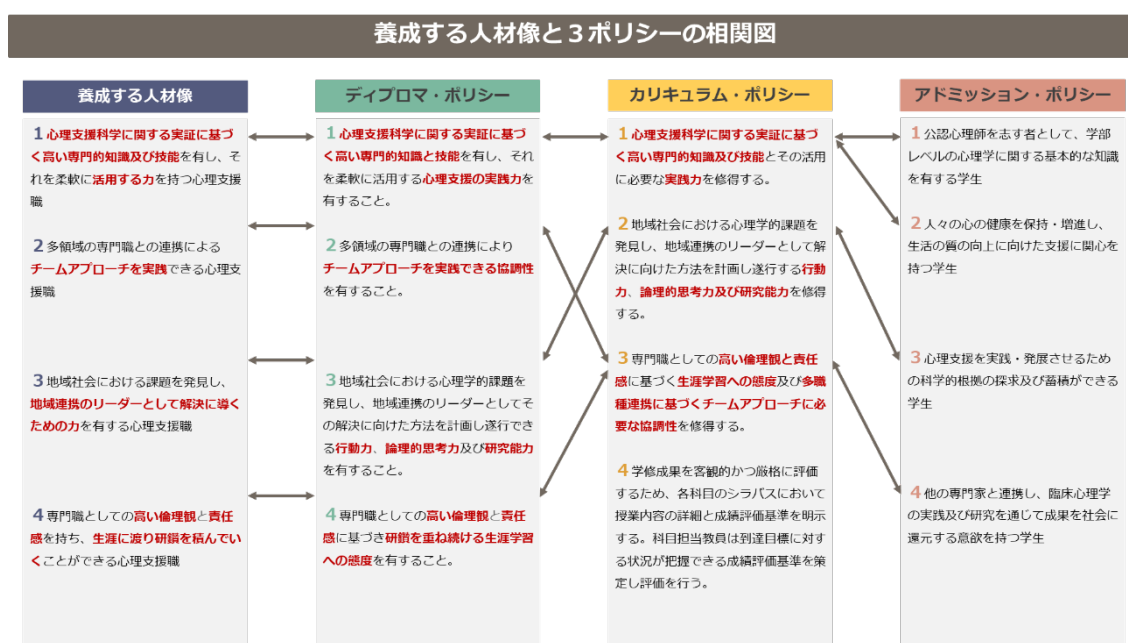


図2：養成する人材像及び3ポリシーの相関図

### (10) 組織として研究対象とする中心的学問分野

中心的学問分野は臨床心理学とし、公認心理師5分野の中でも保健医療心理学、福祉心理学、教育心理学に特に重点をおく。保健医療心理学分野には、精神医学を基盤とする保健衛生学分野も含む。

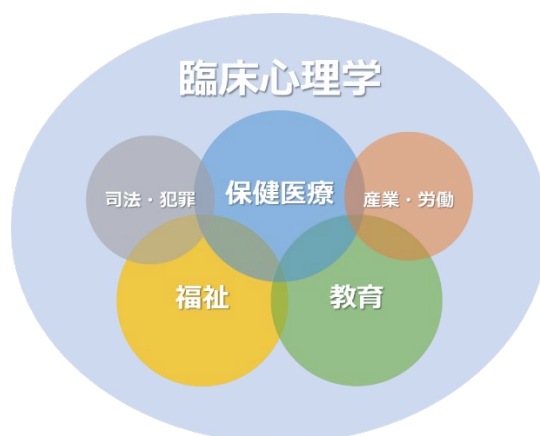


図 3：本専攻が研究対象とする中心的学問分野

## 2. 修士課程までの構想か、又は博士課程の設置を目指した構想か

本専攻では、実証に基づく高い専門的知識と技能、倫理観及び責任感を有し、多職種と連携しながら地域社会の心理学的問題の解決に貢献できる公認心理師を養成することを目的としており、修士課程までの構想としている。

## 3. 専攻の名称及び学位の名称

本専攻の名称は、「保健学研究科心理支援科学専攻」(Department of Clinical Psychological Science, Graduate School of Health Sciences)とし、学位の名称を「修士(心理学)」(Master of Psychology)とする。

「心理支援科学」は、多職種・多領域にわたるチーム医療の中で活躍できる高度な知識と技能を有した地域支援のリーダーとなる心理支援職を養成していくこと、並びに医学・保健医療をベースとしながら学問的中心を臨床心理学に置き、科学的知見に基づき心理に関する支援方法を体系的に教育・研究していくという理念を表現するため、本専攻の基礎となる医学部心理支援科学科設置の際に採用した名称である。大学院では学科と同じ名称を使用することで、この理念を引き継ぐ。特に「心理支援科学」には、公認心理師においてより重視されているエビデンスベースドプラクティスを意識し、心理支援を科学的に行うという意味が込められている。

また、英語名称の Clinical Psychological Science は、アメリカ心理学会の Society of Clinical Psychology (Division 12) において、教育・研究・応用・公共政策における臨床心理学と実践の統合を促進するという文脈で用いられており、心理的健康や精神疾患の基

本的なメカニズムや原因に関する研究、精神疾患の診断・評価・治療・予防に関する基礎・応用研究、福祉の増進に関する研究などを含む科学分野を表している。Clinical Psychological Science は、海外における大学の学科や授業科目の名称、また学術雑誌名にも使用されており、国際的にも高い通用性を有すると考える。

なお、海外での表記例は以下の通りである。

- ・組織名称

The Department of Clinical Psychological Science, Maastricht University (オランダ)  
<https://www.maastrichtuniversity.nl/research/clinical-psychological-science>

- ・SAGE Publishing による学術雑誌名

Clinical Psychological Science  
<https://journals.sagepub.com/description/CPX>

## 4. 教育課程の編成の考え方及び特色

### (1) 教育課程編成の考え方

本専攻の養成する人材像 (p.6 参照) を実現するために、公認心理師法施行規則が定める「大学院において必要な科目」に対応する専門科目、研究・演習科目、実習科目を通じた多様な教育課程を編成するとともに、本専攻独自の授業科目を配置する。また、本専攻が保健学研究科に設置される特色を踏まえ、教育や福祉等の分野に加え、特に保健医療分野における多職種連携を実践できる公認心理師を養成するため、教育研究の柱を心理学分野と保健衛生学分野の2分野とする (p.18 参照)。

### (2) 教育課程

#### ① 科目区分の設置及びその理由

本専攻におけるカリキュラムは、3つの科目区分を設ける。科目区分の基本的な考え方として、ディプロマ・ポリシーで定めた知識、能力及び姿勢を修得するため、①心理支援科学に関する実証に基づく高い専門的知識及び技能とその活用に必要な実践力を修得し、多職種連携に基づくチームアプローチに必要な協調性を修得する「専門科目」(32単位)、②心理学的課題を発見し、リーダーとして解決に向けた方法を計画し遂行する行動力、論理的思考力及び研究能力を修得する「特別研究科目」(10単位)、また①の専門科目に加えて、多職種連携の学びとして、チーム医療の一員としての心理支援職の役割を学ぶことを目的とした③「その他の専門科目」(3単位)を組み合わせ、体系的な教育課程を編成する。

なお、①専門科目は、各授業の到達目標や内容を踏まえ、理論と支援科目、理論と実践科目、実習科目、臨床心理学研究法科目の4つの区分を設ける。

## ② 各科目区分の科目構成とその理由

各科目は、公認心理師法施行規則が定める「大学院において必要な科目」と対応している。その他、公認心理師としての高度な専門性及び問題解決能力を養うため、本専攻独自に特論科目、演習科目、研究科目を設置する。

本専攻の科目区分における科目構成として、公認心理師国家試験の受験資格を満たすため、「大学院において必要な科目」のうち講義と演習からなる 9 科目を、①専門科目の「理論と支援科目」に 6 科目、「理論と実践科目」に 4 科目を配置する。なお、本専攻では保健医療分野での多職種連携教育（IPE）を強化するため、「保健医療分野における理論と支援の展開」はⅠ・Ⅱの 2 科目とする。また、実習の 1 科目を 1 年次前期から 2 年次後期までの 4 学期に分け、「心理実践実習Ⅰ～Ⅳ」として配置する。これらの授業科目に加え、リサーチマインドを持って地域社会における課題解決に寄与できる人材育成の観点から、研究能力及び研鑽を重ね続ける態度を養うため、臨床心理学研究法科目として本専攻独自の特論科目「心理支援科学特論」を配置する。

また、修士論文作成のための②特別研究科目として、本専攻単独で行う「心理支援科学特別演習」及び「心理支援科特別研究」に加え、保健医療分野における多職種連携の観点を取り入れた多角的な学問的探求を行うため、保健学専攻（博士前期課程）との合同開講科目「保健学研究セミナー」を配置する。

さらに、③その他の専門科目として、医療の実践的な観点からもチーム医療の一員としての心理支援職の役割を学ぶため、保健学専攻（博士前期課程）との合同科目「保健学連携セミナー」を配置する。加えて、大学院修了後に地域に貢献できる公認心理師を育成するため、行政機関や医療機関等で常勤職として地域で活躍する公認心理師をゲストとして招き、現場での様々な課題や多職種連携を学ぶ「地域心理支援職セミナー」を配置する。

表 2：各科目区分における科目構成

科目区分		開講科目（20 科目）	公認心理師法施行規則が定める 大学院における必要な科目（10 科目）
専門科目	理論と支援科目	1.保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ	1.保健医療分野に関する理論と支援の展開
		2.保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ	
		3.福祉分野に関する理論と支援の展開	
		4.教育分野に関する理論と支援の展開	
		5.司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	
		6.産業・労働分野に関する理論と支援の展開	
	理論と実践科目	7.心理的アセスメントに関する理論と実践	6.心理的アセスメントに関する理論と実践
		8.心理支援に関する理論と実践	7.心理支援に関する理論と実践
		9.家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	8.家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践

		10.心の健康教育に関する理論と実践	↔	9.心の健康教育に関する理論と実践	
	実習科目	11.心理実践実習Ⅰ		↔	10.心理実践実習（450時間以上）
		12.心理実践実習Ⅱ			
13.心理実践実習Ⅲ					
14.心理実践実習Ⅳ					
研 究 法 心 理 学		15.心理支援科学特論			
	特別研究 科目				
			16.保健学研究セミナー		
		17.心理支援科学特別演習			
その 他 の 専 門 科 目		18.心理支援科学特別研究			
		19.保健学連携セミナー			
		20.地域心理支援職セミナー			

### ③ 科目の配当年次及び設定単位数の考え方

1年次前期に心理専門職としての土台を築く①専門科目の「理論と支援科目」及び「理論と実践科目」を履修し、1年次後期から2年次前期へと段階的により応用的な科目を履修する。2年次前期には、修士論文執筆に向けて研究能力を高めるため、臨床心理学研究法科目の「心理支援科学特論」を履修する。また、保健学専攻（博士前期課程）において1年次前期から2年次前期にわたって開講している「保健学研究セミナー」を本専攻との合同開講とする。

公認心理師法施行規則により実習時間は450時間以上と定められていることから、「心理実践実習Ⅰ～Ⅳ」として1年次前期・後期、2年次前期・後期の4学期に分けて、2年間を通じて実施する。なお、実習時間及び内容を踏まえ、「心理実践実習Ⅰ」及び「心理実践実習Ⅳ」は各2単位、「心理実践実習Ⅱ」及び「心理実践実習Ⅲ」は各3単位とする。

また、修士論文の作成に関する「心理支援科学特別演習」及び「心理支援科学特別研究」は、それぞれ1年次通年、2年次通年とし、教育課程の科目数と全体単位数を考慮して各4単位とする。

その他の科目は、半期の開講で各2単位とするが、③その他の専門科目の「地域心理支援職セミナー」は1単位とする。

なお、①専門科目（15科目）、②特別研究科目（3科目）及び③その他の専門科目（2科目）の20科目を必修科目とし、合計45単位を修了要件とする。

		1年次		2年次	
		前期	後期	前期	後期
専門科目	理論と支援科目	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ(2)	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ(2)	福祉分野に関する理論と支援の展開(2)	
		教育分野に関する理論と支援の展開(2)	産業・労働分野に関する支援と展開(2)	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開(2)	
	理論と実践科目	心理的アセスメントに関する理論と実践(2)	心理支援に関する理論と実践(2) 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践(2)	心の健康教育に関する理論と実践(2)	
	実習科目	心理実践実習Ⅰ(2)	心理実践実習Ⅱ(3)	心理実践実習Ⅲ(3)	心理実践実習Ⅳ(2)
	臨床心理学研究法科目			心理支援科学特論(2)	
特別研究科目	保健学研究セミナー(2) <small>※集中</small>			心理支援科学特別研究(4)	
その他の専門科目	保健学連携セミナー(2)	地域心理支援職セミナー(1) <small>※集中</small>			

※1 括弧内の数値は単位数を示す。

※2 授業形態： 講義科目 演習科目 実習科目 研究科目

図4：カリキュラムマップ

#### ④ 各科目の内容

##### <専門科目>

##### ア 理論と支援科目

「保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ・Ⅱ」では、保健医療分野において心理支援の対象となる神経発達障害を含む精神障害の診断学や症候学、薬物療法を含めた治療介入における心理支援の理論、身体障害や心身症においても汎用される認知行動療法の理論と支援など、保健医療に関する多職種連携での心理支援について学修する。

「福祉分野に関する理論と支援の展開」では、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉の3大福祉を中心に、心理支援職の役割や支援の実際及び連携について学ぶ。「教育分野に関する理論と支援の展開」では、不登校やいじめ、発達障害など、教育分野を取り巻く心理支援の対象と支援の方法及び連携について学ぶ。「司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開」では、主に犯罪の加害者側と被害者側の観点から、関連する諸理論、アセスメント技法、処遇モデルや支援方法及び連携について学ぶ。「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」では、職場のストレスやうつ病などメンタルヘルスの問題についての実際やその支援方法及び連携について学ぶ。

なお、いずれの分野も公認心理師資格もしくは医師免許を保有し臨床経験を有する教員が講義を担当する。

##### イ 理論と実践科目

「心理的アセスメントに関する理論と実践」では、知能検査や投影法検査、認知機能検査などの各種心理検査の実施体験を通じて検査手法を修得する。また、得られた結果の解釈に

ついて演習形式で学び、実施から結果の報告までの一連の作業についての基本的な技能を身につける。「心理支援に関する理論と実践」では、各種心理療法の理論について学士課程よりも深く学び、症例について討論・検討することによって、心理支援職としての基本的な態度や姿勢を身につける。「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践」では、心理支援を要する当事者の家族や周囲の関係者など、地域において心理支援を要する者の関係者などに対する支援のための技能を身につける。「心の健康教育に関する理論と実践」では、心の健康増進を図り疾病の予防につなげる支援法について学ぶとともに、実践のための技能を身につける。いずれの分野も被支援者への総合的支援のための連携の実践について学修する。

## ウ 実習科目

「心理実践実習Ⅰ～Ⅳ」では、公認心理師の職域となる保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働に関する各機関において、見学及び実習を担当する機関の指導者の業務の陪席等を通じて心理支援職としての倫理や基本的態度、心理支援法や多職種連携及び総合的支援のための連携を含む心理支援職としての職務に関する基本的な理解を深める。

また、学内での実習では学生自身が来談者に対するインテーク面接や継続面接、心理検査、心の健康教育及び情報の提供等の活動を行う。担当したケースについては見立て及び支援方針に関するケースカンファレンスを行い、教員及び学生間での討論により心理支援職としての専門的な支援に関わる技能を修得する。カンファレンスは2学年合同で行い、学年間の交流の機会ともなる。また、実習演習担当教員（厚生労働省が定める「心理実践実習」科目担当教員としての要件を満たす教員）からのスーパービジョン（助言・指導）を通して、学生一人ひとりが自らの学びについて内省し、自己理解を深める。

## エ 臨床心理学研究法科目

「心理支援科学特論」は複数の教員が担当し、教員が専門とする分野に関する臨床実践や研究動向などについて学ぶ。分野についての各論により心理支援職としての専門的知識を身につけるとともに、多職種連携や医療との連携など領域横断的な理論と実践についての理解を深める。

### <特別研究科目>

「心理支援科学特別演習」及び「心理支援科学特別研究」では、修士論文の指導を通して関心のあるテーマにおける未解決の問題を発見し、その解決に向けて適切な手法を計画・実施する力を養う。また、得られたデータの解析方法や解釈を通じた研究や実践に向けた更なる提言など、高度専門職として求められる論理的思考力及び行動力、研究能力を身につける。

さらに「保健学研究セミナー」は、保健学専攻（博士前期課程）との合同開講科目であり、看護学や総合リハビリテーション科学などの多領域における研究の進め方、連携の取り方

等について理解を深める。各学期に開催される研究セミナーには、本専攻及び保健学専攻（博士前期課程）の学生・指導教員が参加し、各学生が研究報告書を作成し、研究計画や進捗状況、研究成果に関するプレゼンテーションを行い、自らの研究だけでなく他の医療専門職が行う研究についても知識や理解を深め、自らの修士論文作成に役立てる。本セミナーでは、他の医療専門職である教員や学生との議論を通して、多職種連携に基づく学術的探究のアプローチを身につけ、修了後もチーム医療の一員として自らの直面する課題を解決するための研鑽を積む姿勢を身につける。

### ＜その他の専門科目＞

「保健学連携セミナー」では、チーム医療のあり方を理解し、チーム医療の一員としての役割を担う能力を修得し、保健医療の現場においてリーダーシップを発揮できる能力を修得する。この科目は、保健学専攻（博士前期課程）における共通コア科目として位置付けられており、チーム医療のあり方を理解し、チーム医療の一員としての役割を担える能力を修得することを目的としている。本専攻の保健衛生学分野教員に加え、保健学専攻（博士前期課程）における看護師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・診療放射線技師の各職域における教員がオムニバス形式で担当し、それぞれの立場から各職域の概念と役割及びチーム医療について講義を行う。また、他領域専門職の特徴、役割、立場を理解した上でのチーム医療の一員としての視点から公認心理師の職務を理解し、どのような連携を実践できるか事例を用いて検討するグループワークに取り組み、チーム医療における公認心理師としての実践的能力を身につける。

「地域心理支援職セミナー」では、特に常勤職として地域で活躍できる公認心理師を育成するため、青森県庁職員や精神科及び総合病院職員、精神保健福祉センター職員、児童相談所職員、学校カウンセラー、産業カウンセラー、自衛隊等の心理専門職として青森県内で活躍する講師を招き、地域における心理学的課題や現状について学び、心理支援職の現場における課題について理解を深め、心理支援職に対する学修意欲促進を図る。修了後に青森県内における心理支援職の現場で活躍できる公認心理師としてのキャリア形成及び就職支援につなげる。



養成する人材像	
①	心理支援科学に関する実証に基づく高い専門的知識及び技能を有し、それを柔軟に活用する力を持つ心理支援職
②	多領域の専門職との連携によるチームアプローチを実践できる心理支援職
③	地域社会における課題を発見し、地域連携のリーダーとして解決に導くための力を有する心理支援職
④	専門職としての高い倫理観と責任感を持ち、生涯に渡り研鑽を積んでいくことができる心理支援職

	知識・技能・実践力	行動力・思考力・研究能力	協調性・倫理観・態度
アドミッション・ポリシー	1. 公認心理師を志す者として、学部レベルの心理学に関する基本的な知識を有する学生 2. 人々の心の健康を保持・増進し、生活の質の向上に向けた支援に関心を持つ学生	3. 心理支援を実践・発展させるための科学的根拠の探求及び蓄積ができる学生	4. 他の専門家と連携し、臨床心理学の実践及び研究を通じて成果を社会に還元する意欲を持つ学生
カリキュラム・ポリシー	1. 心理支援科学に関する実証に基づく高い専門的知識及び技能とその活用に必要な実践力を修得する	2. 地域社会における心理学的課題を発見し、地域連携のリーダーとして解決に向けた方法を計画し遂行する行動力、論理的思考力及び研究能力を修得する	3. 専門職としての高い倫理観と責任感に基づく生涯学習への態度及び多職種連携に基づくチームアプローチに必要な協調性を修得する
ディプロマ・ポリシー	1. 心理支援科学に関する実証に基づく高い専門的知識と技能を有し、それを柔軟に活用する心理支援の実践力を有すること	3. 地域社会における心理学的課題を発見し、地域連携のリーダーとしてその解決に向けた方法を計画し遂行できる行動力、論理的思考力及び研究能力を有すること	2. 多領域の専門職との連携によりチームアプローチを実践できる協調性を有すること 4. 専門職としての高い倫理観と責任感に基づき研鑽を重ね続ける生涯学習への態度を有すること

授業科目の名称	担当 年次	単位数	養成する人材像				ディプロマ・ポリシー				カリキュラム・ポリシー						
			1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4			
専門科目	理論と支援科目	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ	1前	必修	2	○				○							
		教育分野に関する理論と支援の展開	1前	必修	2	○				○							
		保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ	1後	必修	2	○				○							
		産業・労働分野に関する理論と支援の展開	1後	必修	2	○	○	○		○	○	○					
		福祉分野に関する理論と支援の展開	2前	必修	2	○				○							
	理論と実践科目	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2前	必修	2	○				○							
		心理的アセスメントに関する理論と実践	1前	必修	2	○	○			○	○						
		心理支援に関する理論と実践	1後	必修	2	○		○		○		○					
		家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	1後	必修	2	○		○		○		○					
	実習科目	心の健康教育に関する理論と実践	2前	必修	2	○	○	○		○	○	○					
心理実践実習Ⅰ		1前	必修	2	○	○	○		○	○	○						
心理実践実習Ⅱ		1後	必修	3	○	○	○		○	○	○						
心理実践実習Ⅲ		2前	必修	3	○	○	○		○	○	○						
臨床心理学研究法科目	心理実践実習Ⅳ	2後	必修	2	○	○	○		○	○	○						
	心理支援科学特論	2前	必修	2	○	○	○		○	○	○						
特別研究科目	保健学研究セミナー	1前～2前	必修	2	○	○	○		○	○	○						
	心理支援科学特別演習	1週	必修	4	○	○	○		○	○	○						
	心理支援科学特別研究	2週	必修	4	○	○	○	○		○	○						
その他の専門科目	保健学連携セミナー	1前	必修	2	○	○	○		○	○	○						
	地域心理支援職セミナー	1後	必修	1		○	○			○	○						
合計20科目 (必修科目 20科目・45単位)																	

図5：3ポリシーと各科目の関連図

### (3) 教育課程の特色

本専攻における教育課程は、医学部に設置された公認心理師養成課程における学部教育を基礎とし、保健学研究科に本専攻を設置することにより、従来の教育や福祉への心理支援教育に加え、多職種連携教育（IPE）に重点を置くことにある。多職種と連携しチームアプローチを行うための基本的な医学的知識や専門職としての態度、心理面接や心理アセスメントに関する専門的な技能、地域社会における心理学的な課題を解決するための研究能力など、心理支援職として求められる能力を広く身につけることができ、ディプロマ・ポリシーに掲げる実証に基づく高い専門的知識と技能を有する公認心理師の育成を達成できる教育課程となっている。講義・演習・実習・研究に関してバランスよく科目を配置することに加えて、公認心理師法施行規則が定める「大学院における必要な科目」以外に、本専攻独自

の専門科目、さらに保健学専攻（博士前期課程）と合同で履修する複数の科目を設置することにより、公認心理師の職域に関するより深い学びを得られるよう工夫している。

また、特別演習及び特別研究における修士論文指導については、主となる指導教員に加えて専門分野の異なる副指導教員（1名）を配置する教育指導体制を導入し、心理学分野に加え、保健衛生学分野における専門的かつ多角的な指導環境が充実している。

これらの特色に基づき、基礎から臨床まで幅広い領域の心理学を基盤とする心理支援を実践的に教育研究する「心理学分野」と、多職種連携に基づく多様な視点から保健医療分野における最先端の健康医療心理学を教育研究する「保健衛生学分野」を教育研究の柱とする。

なお、主軸は心理学分野とし、保健衛生学分野は副次的な位置付けとする。公認心理師資格の取得を目指す教育課程では、要修了単位の大部分が養成校指定科目となるが、その中でも本専攻は医学部心理支援科学科を基礎として保健学研究科に設置する強みを活かし、全科目において多職種連携に関する実践的な教育内容を取り入れ、また、保健学専攻における共通コア科目を必修科目とすることで特色を出すように教育課程を編成した。

表 3：教育研究の柱

	学び	主な担当教員
主となる分野	心理学分野 公認心理師法施行規則が定める「大学院における必要な科目」に対応する科目を中心に、心理面接や心理アセスメントに関する専門的な技能、地域社会における心理学的な課題を解決するための心理支援技能を学ぶ。「心理実践実習」では福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働分野として青森県内 10 機関を用意し、各分野における実践的な能力を身につける。上記 4 分野において基礎から臨床まで幅広い領域の心理学を基盤とする心理支援を研究する能力を身につける。	主に教育・福祉分野における臨床経験を有する公認心理師有資格者及び基礎心理学領域の教員
副となる分野	保健衛生学分野 専門科目「保健医療分野に関する理論と支援の展開」に重点を置き、保健医療分野で求められる高度な専門知識や技能を学ぶ。「心理実践実習」では保健医療分野として本学医学部附属病院を中心に青森県内 11 機関を用意し、保健医療における実践的な能力を身につける。多職種連携に基づく多様な視点から保健医療分野における健康医療心理学を研究する能力を身につける。	医師又は保健医療分野における臨床経験を有する公認心理師有資格者の教員

学生は両分野の教員が担当する講義・演習・実習科目を履修することで、公認心理師としての実証に基づく高い専門的知識及び技能をバランス良く修得することができ、養成する人材像を体系化できる教育課程を編成している。心理学分野は主に教育・福祉分野における臨床経験を有する公認心理師有資格者及び基礎心理学領域の教員が担当し、保健衛生学分野は医師又は保健医療分野における臨床経験を有する公認心理師有資格者の教員が担当する。専任教員は文京町キャンパスと本町キャンパスの双方に配置するが、いずれのキャンパスにも両分野の教員を配置し密な連携が可能な体制を整える。

## ① 研究指導体制

「心理支援科学特別演習」及び「心理支援科学特別研究」における修士論文指導については、主となる指導教員に加えて専門分野の異なる副指導教員（1名）を配置する教育指導体制を導入するため、保健医療分野における専門的かつ多角的な指導環境が充実している。また、本専攻独自の特論科目である「心理支援科学特論」では、本専攻の全専任教員がオムニバス形式で担当し、各教員の専門分野における最新の研究成果を含めた概説によって研究手法を学び、修士論文作成に役立てる。

心理学分野教員の専門領域は、基礎心理学・臨床心理学・教育心理学・福祉心理学・司法心理学など基礎から臨床まで多岐に渡り、また、保健衛生学分野教員の専門領域は、乳幼児期・学童期・思春期などの子どもから老年期まで多岐にわたる保健医療心理学を取り扱う。よって、修士論文の研究テーマとして、これらの心理学的及び保健衛生学的な基盤に基づく多角的な視点から研究指導を受けることができ、修士論文作成を通して科学者としての研究能力を身につけ、就職後の各現場で公認心理師として直面する課題解決の基盤となる汎用的能力を涵養する。

## 5. 教育方法、履修指導方法及び修了要件

### (1) 教育方法

本専攻では学生12名（定員6名×2学年）に対して専任教員を10名配置する。教員1人につき学生1.2名となる少人数教育によるきめ細かな指導体制となっている。心理支援職の基本となる領域の講義科目と演習科目は1年次前期を中心に配置し、1年次後期から2年次前期へとより応用的な領域へと進む。専門科目（理論と支援科目・理論と実践科目）では、学生が自ら各分野において必要となる事柄に関して文献を検索しまとめる。さらに、ロールプレイや討論を通じて、単なる知識教授に留まらない心理支援職に必要な専門的知識の体験的な理解を深める。

また、実習科目は、実習担当の教員が実習施設の指導者と密に連絡を取り合い学生の実習状況について共有するとともに、スーパービジョン（助言・指導）や事前・事後学習による準備と振り返りの機会を設け、学生が実習先で得た経験を実践力へとつなげる。

### (2) 履修指導

履修指導については大学院の入学時にガイダンスを行い、履修方法や必要単位について説明する。本学では、学修すべき授業科目を精選することで学生の学修時間の確保を図り、教育効果の向上に資することを目的に、大学院での履修登録上限を1学期において24単位と定めている（弘前大学における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程）。本専攻のカリキュラムは全科目が必修科目であるが、各学期における単位数は履修登録上限以下

に設定している。

その後、学生毎に割り当てる指導教員及び副指導教員（各1名）が連携し、学生の研究内容に応じて履修計画を作成する。また、指導教員及び副指導教員による個別相談等を通して、履修指導や研究指導だけではなく、生活面や精神面を含めた修学支援を入学から修了まで継続的に行い、学生が効果的に研究を進められる体制を整える。さらに、大学院2学年合同によるケースカンファレンスの実施等を通じて縦のつながりを作り、履修や研究上の相談をしやすい環境を作る。

なお、後述する保健学研究科心理支援科学専攻会議（p.38 参照）を通じて教員間で学生の履修状況や単位取得状況、研究進捗状況について共有する。

### 1 年次（前期 10 単位、後期 16 単位／合計 26 単位）

括弧内は単位数

M1前期	月	火	水	木	金	集中講義
1・2限 8:40-10:10						保健学研究 セミナー （～2年次前期）
3・4限 10:20-11:50		心理的アセスメントに 関する理論と実践（2）	教育分野に関する 理論と支援の展開（2）		心理実践実習Ⅰ（2） （学外）	
5・6限 12:40-14:10	保健医療分野に関する 理論と支援の展開Ⅰ（2）					
7・8限 14:20-15:50		心理実践実習Ⅰ （学内）				
9・10限 16:00-17:30				心理支援科学特別演習 （通年）		
13・14限 19:40～21:10					保健学連携セミナー(2)	

M1後期	月	火	水	木	金	集中講義
1・2限 8:40-10:10						保健学研究 セミナー （～2年次前期）
3・4限 10:20-11:50			心理支援に関する 理論と実践（2）		心理実践実習Ⅱ（3） （学外）	
5・6限 12:40-14:10	保健医療分野に関する 理論と支援の展開Ⅱ（2）			産業・労働分野に関する 理論と支援の展開（2）		
7・8限 14:20-15:50	家族関係・集団・地域社会に おける心理支援に関する 理論と実践（2）	心理実践実習Ⅱ （学内）				
9・10限 16:00-17:30				心理支援科学特別演習 （通年・4）		
						地域心理支援職 セミナー（1）

## 2 年次（前期 13 単位、後期 6 単位／合計 19 単位）

括弧内は単位数

M2前期	月	火	水	木	金	集中講義
1・2限 8:40-10:10			心の健康教育に関する理論と実践 (2)			保健学研究 セミナー (2)
3・4限 10:20-11:50			司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 (2)	福祉分野に関する理論と支援の展開 (2)	心理実践実習Ⅲ(3) (学外)	
5・6限 12:40-14:10			心理支援科学特論 (2)			
7・8限 14:20-15:50		心理実践実習Ⅲ (学内)				
9・10限 16:00-17:30				心理支援科学特別研究 (通年)		
M2後期	月	火	水	木	金	
1・2限 8:40-10:10						心理実践実習Ⅳ(2) (学外)
3・4限 10:20-11:50						
5・6限 12:40-14:10						
7・8限 14:20-15:50		心理実践実習Ⅳ (学内)				
9・10限 16:00-17:30				心理支援科学特別研究 (通年・4)		

図 6：履修モデル

### (3) 研究指導

1 学年の定員 6 名に対して、9 名の指導教員を配置する。修士論文指導については、主となる指導教員に加えて専門分野の異なる副指導教員（1 名）を配置する教育指導体制を導入する。指導教員は、出願時に学生が希望した教員が担当する。副指導教員は、指導教員が学生と相談しながら、学生の研究内容や指導環境等を勘案し、専門分野が異なる教員を配置し、専攻会議の議を経て、研究指導体制を決定する。

修士論文作成のための研究指導に関する科目は、「心理支援科学特別演習」（1 年次通年）及び「心理支援科学特別研究」（2 年次通年）を配置する。

指導教員及び副指導教員は定期的に論文指導のための時間を設け、修士論文の進捗について確認する。修士論文の研究を計画的に進めていけるよう、1 年次の 7 月と 12 月、2 年次の 7 月に構想発表会を開催し、専攻に所属する教員全体が進捗を把握できるようにする【資料 1】。

### (4) 学位論文の審査体制及び公表の方法

学位論文の審査体制は、指導教員及び副指導教員を含む主査 1 名、副査 2 名の 3 名で構成し、口頭試問の結果に基づいて可否を判定する。主査は指導教員以外の本専攻の専任教員が務める。公表として、論文審査とは別に保健学専攻（博士前期課程）や他の研究科も対象とした論文発表会を開催する。

学位論文の成績評価は、保健学専攻（博士前期課程）の学位論文審査基準に準拠し、次のとおりとする。本専攻独自の評価ルーブリック【資料 2】を策定し、学生に周知する。

- ① 学位審査論文において、研究テーマにかかわる研究を系統的、かつ過不足なく記載出来ていること。
- ② 学位審査論文に、当該専門分野における新たな知見や観点が何らかの形（研究方法・研究結果等）で含まれていること。
- ③ 申請者が研究内容の意義、結果について十分に理解していることを、学位審査論文及び学位審査会において的確に示していること。

### **(5) 研究の倫理審査体制**

本学では、「国立大学法人弘前大学研究者行動規範」【資料 3】及び「国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する規程」【資料 4】により、研究活動における行動規範及び遵守事項、不正行為が指摘された場合の措置等を定めている。また、研究活動不正行為等防止の一環として、本学に所属する教職員等は、研究倫理教育教材の受講が義務づけられている。

さらに、本研究科には倫理委員会が設置されており、医学・医療の倫理的問題について協議するとともに、本研究科に所属する者が行う研究等について研究科長に実施許可を申請するにあたり、その研究等がヘルシンキ宣言及び人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の趣旨に沿って行われるかについて、倫理的観点及び科学的観点から審査が行われている【資料 5】。倫理委員会への申請にあたっては、事前に ICR 臨床研究入門の「臨床研究の基礎知識講座」の倫理講習を受講しなければならない。

なお、学生への研究倫理教育として、ICR 臨床研究入門の「臨床研究の基礎知識講座」や日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース (eL CoRE) の受講を必須とするほか、現在、保健学専攻（博士前期課程）では博士前期課程 1 年生を対象として研究倫理教育の充実を目的とした講演会が学事委員会によって開催されており、本専攻の学生達も受講する予定である。さらに、特別研究科目の「心理支援科学特別演習」や「心理支援科学特別研究」において、心理学研究における倫理教育を行う。指導教員は、学生の研究の進捗状況について定期的に確認し、倫理違反が明らかとなった場合は速やかに当該研究を中止させ、必要な指導を行う。

### **(6) 成績評価の方法**

成績評価は、100 点を満点として次の評語、評点及び成績評価基準をもって表し、秀 (S)、優 (A)、良 (B) 及び可 (C) を合格とし、所定の単位を与え、不可 (D) は不合格とし、単位は認めない。各授業科目の到達目標及び成績評価（評価の基準、評価の構成）をシラバスに明記し、筆記試験もしくはレポートによって厳正な成績評価を行う。

表 4：成績評価基準

評語	評点	成績評価基準
秀 (S)	100～90	修得した高度の専門的学識及び能力を相互に関連付けて応用できる。
優 (A)	89～80	修得した高度の専門的学識及び能力を応用できる。
良 (B)	79～70	高度の専門的学識及び能力を修得している。
可 (C)	69～60	最低限必要な高度の専門的学識及び能力を修得している。
不可 (D)	59 以下	最低限必要な高度の専門的学識及び能力を修得していない。

### (7) 修了要件

修士課程に 2 年以上在学し、所定の単位（45 単位）を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、審査に合格した者に対して修了を許可し、修士（心理学）の学位を授与する。

## 6. 基礎となる学部との関係

基礎となる学部は医学部心理支援科学科であり、ディプロマ・ポリシーとして①心理支援の根幹となる心理学及び保健医療の基本的な知識・技術を基にして地域が抱える心理学的課題の動向を見通す力を身につけていること、②これらの知識・技術を活用し支援を必要とする者及び地域が抱える心理学的課題を解決する力を持っていること、③生涯にわたり自分自身を成長させていくための探求力を身につけていること、の 3 点を掲げている。

本専攻では学士課程において培われた能力を土台とし、①高度専門職としてのより専門的な知識・技能とそれを柔軟に活用する心理支援の実践力、②地域や職域に関する心理学的な課題を発見し、リーダーとして解決に導く論理的思考力と行動力及び研究能力、③専門職としての高い倫理観や責任感に基づく生涯学習への態度、④多領域の専門職と連携しチームアプローチを実践できる協調性を養う。学部教育における到達目標との連続性を持たせた教育により、高度専門職としてリーダーとなれる心理支援職の養成が可能となる。

なお、本専攻は医学部心理支援科学科の完成年度に合わせて、令和 6 年度に設置する計画である。主たる入学者は、医学部心理支援科学科の卒業生が見込まれる。他大学からの入学者も、学部段階で公認心理師資格の受験に必要なカリキュラムは修得していることを前提とするため、基礎的な心理学教育については一定の水準が担保されると考える。

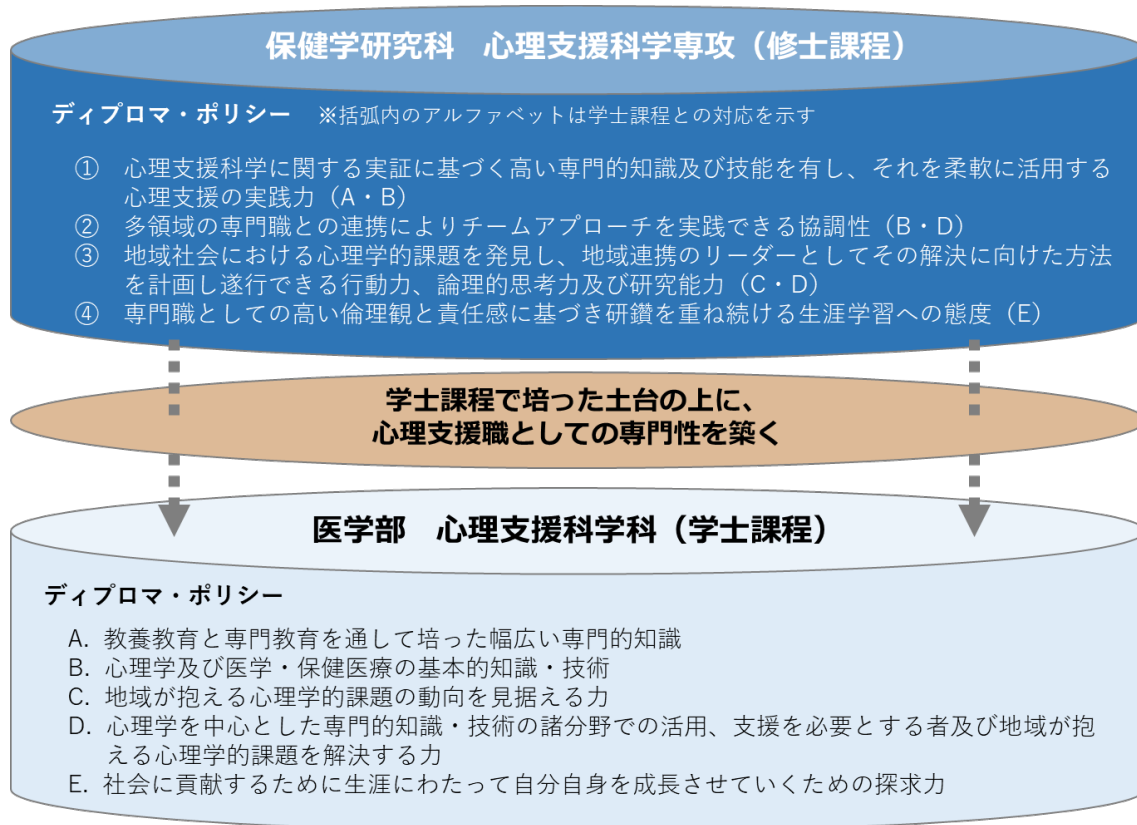


図 7：基礎となる学部との関係

## 7. 「大学院設置基準」第 2 条の 2 又は第 14 条による教育方法の実施

本専攻のカリキュラムでは日中に行われる実習科目の履修が必須であり、夜間が中心となる通学では修了が難しいため夜間の開講は行わないが、保健学専攻（博士前期課程）と共同で開講する「保健学連携セミナー」は夜間（19 時 40 分～21 時 10 分）に開講されている科目であるため、本専攻においても夜間に開講する。

## 8. 取得可能な資格

本専攻の修了により、公認心理師（国家資格）の受験資格を得ることができる。

なお、公認心理師法施行規則が定める「大学院における必要な科目」のうち、心理実践実習の時間は計 450 時間以上が必要である。そのうち、担当ケースに関する実習時間は計 270 時間以上（うち、学外施設における当該実習時間は 90 時間以上）であり、主要 5 分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）のうち医療機関を必須とする 3 分野以上の



施設において実習を行う。

### (1) 実習の目的

心理実践実習は心理支援を必要とする当事者と直に接する機会であり、講義や演習では体験できない臨床現場の実際を知る貴重な機会である。大学院での講義や演習を通して身につけた知識を実際にアウトプットし、心理支援の体験により得られた知識との違いを振り返ることにより、机上の学習に留まらない生きた知識や技能の修得につながる。また、心理支援職の業務について体験的に学ぶことにより、専門職としての倫理観や責任感についての意識が育まれる。

特に、学外実習では多職種との連携に基づくチームアプローチによる支援の実際を体験することにより、共有される専門的知識及び協調性やコミュニケーション能力といった心理支援職としての態度について理解を深めることができる。本専攻では、実習を通じて多職種連携に必要な協調性及び専門職としての高い倫理観と責任感に基づく生涯学習への態度を修得することを目的としており、到達目標は以下のとおりである。

- ① 心理支援を要する者等に関する知識及び技能を修得すること
- ② 心理支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成ができること
- ③ 心理支援を要する者等へのチームアプローチができること
- ④ 多職種連携及び地域連携ができること
- ⑤ 心理専門職としての職業倫理及び法的義務への理解を深めること

### (2) 実習先の確保の状況

公認心理師法施行規則が定める「大学院において必要な科目」のうち、心理実践実習の時間は450時間以上必要であると定められており、実習先として以下の21施設を確保している【資料6、7】。公認心理師の職域として挙げられている主要5分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）全てを実習先として確保しており、各分野での心理支援や連携の実践を学修するための充実した実習体制が整っている。なお、本学医学部附属病院は保健医療分野に関する施設であるため、学外の実習施設として扱う。

また、ケース担当時間の確保及びケース実習を充実させるため、学内の実習施設として、文京町キャンパス内にある教育実践総合センター内に心理相談室を設置する。

表5：心理実践実習の実習先（学外）

分野	実習先	所在地
保健医療	弘前大学医学部附属病院	青森県弘前市
保健医療	弘前愛成会病院	青森県弘前市
保健医療	健生クリニック	青森県弘前市

保健医療	弘前市保健センター（乳幼児健診）	青森県弘前市
保健医療	青森県立中央病院	青森県青森市
保健医療	青森県立つくしが丘病院	青森県青森市
保健医療	国立病院機構青森病院	青森県青森市
保健医療	芙蓉会病院	青森県青森市
保健医療	青森県立精神保健福祉センター	青森県青森市
保健医療	青南病院	青森県八戸市
保健医療	八戸市立市民病院	青森県八戸市
福祉	青森県障害者相談センター	青森県弘前市
福祉	児童家庭支援センター 太陽	青森県弘前市
福祉	東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室（青森県中央児童相談所）	青森県青森市
福祉	青森県発達障害者支援センター ステップ	青森県青森市
福祉	児童心理治療施設 青森おおぞら学園	青森県青森市
教育	弘前市教育センター（フレンドシップルーム）	青森県弘前市
教育	弘前市教育センター（通級指導教室）	青森県弘前市
司法・犯罪	あおもり被害者支援センター	青森県青森市
司法・犯罪	青森少年鑑別所	青森県青森市
産業・労働	公立学校共済組合青森支部	青森県青森市

### (3) 実習先との契約内容

実習に当たっては以下の4点について、全ての機関へ誓約書を提出する。

- ① 実習機関における規則及び指示に従い、誠実に実習すること。
- ② 公認心理師は、法律において正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないと定められており、実習で知り得た業務上の秘密事項(利用者や施設関係者の個人情報など)について、実習期間中はもちろんのこと、実習終了後も第三者に故意又は過失によって漏洩したり、許可なく使用したりしないこと。
- ③ 実習期間中の健康保持並びに事故防止に十分注意すること。
- ④ 万一不測の事態が生じた場合、管理者又は実習指導者に、遅滞なく報告すること。万一の事故に巻き込まれたり、怪我をしたりした際の補償に備えるために、学生賠償責任保険への加入を必須とする。なお、実習をはじめるときには、感染症予防のため、抗体検査や予防接種等の措置が必要になる場合がある。

#### **(4) 実習の水準と方策**

実習科目として、「心理実践実習Ⅰ～Ⅳ」の4科目を配置し、そのうち2つでは保健医療分野を強化した実習を特色とする。4つの実習は共通した到達目標（p.25 参照）を設定し、心理支援職として知識や支援技術のほか、各分野における心理職の役割と多職種連携及び総合的支援のための連携について理解し実践できることを目標とする。実習先の選択にあたっては、本専攻の特色にある多職種連携教育（IPE）の実践の場であることを踏まえ、保健医療分野の実習に重きを置きながらも、教育の柱の1つである教育や司法などの心理学分野への学生自身の進路に応じて実習施設をバランスよく選択できるよう工夫している【資料8】。指導教員及び副指導教員は、学生の研究内容に応じて、実習施設の選択について履修指導を行う。

#### **<学外実習>**

##### **ア 保健医療分野**

保健医療分野においては、1年次は主要医療機関2カ所を中心に、実習指導者の業務の陪席や、病棟やデイケア、多職種カンファレンスにおけるの参与観察などの見学実習から開始し、2年次は実際にケースを受け持ち、検査及びカウンセリングを実践する。ケースにおいては、学習に適したケースを実習演習担当教員及び現場の実習指導者がスーパービジョンをしながら受け持ち、確かな知識と実践の確認、ケース及び学生双方の治療上の安全性を担保する。これにより、心の問題に関する支援を要する者やその関係者に対する支援、多職種連携を実践する上で求められる姿勢についての理解と実践的なスキルの獲得を深める。

##### **イ 福祉分野**

福祉分野では、各機関における心理支援に関連した業務について、各々の施設での実習指導者の業務の見学や模擬事例等を用いた実習プログラムを通じて学ぶ。

##### **ウ 教育分野**

教育分野では特別な支援を要する児童等のケースで検査や教育的支援を実践し、心理的な課題やその解決方法について理解を深め、実践的なスキルを獲得する。

##### **エ 司法・犯罪分野**

司法・犯罪分野では、公的機関における心理支援に関連した業務について、各々の施設での実習指導者の業務の見学や模擬事例等を用いた実習プログラムを通じて学ぶ。

##### **オ 産業・労働分野**

産業・労働分野では、相談・支援施設における心理支援職の業務について、実習指導者の業務の陪席、支援の実際について実習プログラムを通じて産業・労働分野における心理学的

な課題について学ぶ。

### ＜学内実習＞

学内実習では、学外実習に向けて検査や面接技術の訓練とスーパービジョンを行い、ケースを持つ準備を進める。また、学外実習や学内実習において学生自身が担当した心理面接や心理査定等のケースについて、実習演習担当教員が毎回スーパービジョンを通年で行い、所見の作成や見立てについて論理的に考える力や、自らの知識や技能を向上させる力を養う。さらに、学年ごと及び2学年合同のケースカンファレンスを学生一人あたり2〜3回経験し、専門職としてクライアントを支援することへの責任感や倫理観、他者にわかりやすく事例や支援を伝えるスキル等を身につける。心理相談室では2年間のうちに2ケース以上を担当し、計192時間を予定している。

実習の頻度として、「心理実践実習Ⅱ」及び「心理実践実習Ⅲ」において、主要2カ所の保健医療機関（必須）及び治療技法などに特徴のある複数の保健医療機関を含め、90時間を超える実習時間が確保されている。さらに、より保健医療分野での実践力を身につけるため「心理実践実習Ⅳ」では、選択実習を追加でき、各分野の専門的な実務をバランスよく修得する。保健医療分野、福祉分野、教育分野において学外でケース担当時間を確保する。学内施設の心理相談室での実習は、さらに全学生が2年間を通じて2ケース以上のケース担当を行う。

年次	1年次		2年次		
実習名	心理実践実習Ⅰ	心理実践実習Ⅱ	心理実践実習Ⅲ	心理実践実習Ⅳ	
施設数／総時間数	4施設／96時間	4施設／144時間	2施設／144時間	2施設／96時間	
概要	・主要5分野の見学またはケース実習の実施 ・心理面接、心理査定、多職種連携、地域援助活動の演習	・保健医療分野を中心とした精神障害者の心理検査や診察見学またはケース実習 ・心理面接、心理査定の演習	・保健医療分野及び福祉分野または教育分野でのケース実習 ・担当ケースの症例検討とスーパービジョン ・心理相談室におけるケース担当	・主要5分野でのケース実習または見学実習 ・担当ケースの症例検討とスーパービジョン ・心理相談室におけるケース担当	
学外実習	保健医療分野	○ 乳幼児健診の発達検査	★ 発達障害及び精神障害者の心理検査、多職種カンファレンスへの参加 等	★ 発達障害及び精神障害者の心理検査、多職種カンファレンスへの参加 等	○ 発達障害児や精神障害児の思春期ケア、リエゾン、多職種カンファレンスへの参加 等
	福祉分野	○ 要保護児童・要支援児童への相談プログラム 知的障害者の心理検査 等	※ 知的障害者の心理検査 等	○ 知的障害者の心理検査 等	○ 要保護児童・要支援児童への相談プログラム 発達障害児心理検査、発達相談 等
	教育分野	○ 特別支援に関わる心理検査 適応教室のメンター 等	※ 特別支援に関わる心理検査 適応教室のメンター 等	○ 心理検査特別支援に関わる心理検査 適応教室のメンター 等	○ 心理検査特別支援に関わる心理検査、 適応教室のメンター 等
	司法・犯罪分野	○ 支援活動 等	—	—	○ 支援活動 等
	産業・労働分野	○ 支援活動 等	※ 復職支援リワークプログラム	—	○ 復職支援リワークプログラム 等
学内実習	★ 心理面接(面接の基礎)、心理査定、多職種連携、地域援助活動についての演習及びカンファレンスの実施 心理相談室の活動への参加	★ 心理面接(認知行動療法等)、心理査定、多職種連携、地域援助活動についての演習及びカンファレンスの実施 心理相談室の活動への参加	★ 学外実習での担当ケースについて、教員からスーパービジョンを受ける 心理相談室におけるケース担当	★ 症例検討会における学外実習での担当ケースについての発表 心理相談室におけるケース担当	

★：必須 ○：選択

図8：心理実践実習の概要

## **(5) 実習先との連携体制**

主たる実習施設はこれまでも医学部心理支援科学科の「心理実習(臨床心理学実習)」の受け入れを承諾しており、協力体制が整っている。大学院の実習に関しても定期的に連絡を取り、実習先機関の業務に支障が生じず、学生が必要な指導を受けられるように調整する。実習先には事前に実習生の個別調書や実習計画を送付し、実習内容の検討や必要な配慮について検討できるようにする。また、後述する実習連絡協議会(p.38 参照)において、実習施設の指導者も含めて実習内容や指導計画、成績評価体制等、実習水準を確保するための方策について検討する。

## **(6) 実習前の準備状況**

実習前には学外実習における各分野及び学内実習に関するオリエンテーションを行う。医学部心理支援科学科での「心理実習(臨床心理学実習)」に基づいた大学院実習用の手引きを新たに作成し、その内容に基づいた指導を行う。具体的には、信用失墜行為の禁止、守秘義務の保持、連携義務等の公認心理師法で定められる事項や、職業人としての自覚と責任、報告・連絡・相談等、仕事を行う上での一般的な態度、感染症予防対策等について取り上げる。

また、実習に向けた課題や疑問点、到達目標、実習の振り返りなどについてまとめる実習記録ノートを作成し、毎回の実習に目的意識をもって臨むことができるよう指導する。

## **(7) 事前・事後における指導計画**

実習前に各施設に関する事前学習を十分に行うよう指導する。実習先機関の概要等の基本的な情報や、当該分野で求められる心理支援職としての役割や業務について個人及びグループにより調べ討論する。学内施設の心理相談室については、検査や面接技術の演習、ケースカンファレンスなど、個別の実習計画に沿って、実習演習担当教員から具体的な準備の進め方についてのコメントを通して、実習を行うにあたって学ぶべき課題や疑問点を明確にし、学生自身が実習の到達目標を設定する。また、実習前には毎回その日の実習における自身の課題や疑問点を実習記録ノートに記載し、明確な目的意識を持って実習を行うよう指導する。

毎回の実習後には、その日の実習内容について実習記録ノートに記載し実習で学んだことや疑問に感じたこと、自らの課題について振り返る。記載した内容については実習施設の指導者に確認を求め、必要な指導を受ける。また、実習演習担当教員とも定期的に面談し到達目標の達成状況や実習先で対応が困難な状況が生じていないか確認する。また、心理支援職としての業務の実際を体験することによる、専門職としての倫理観や責任感、協調性など、専門職としての態度を把握する。学内実習においても同様に、実習記録を作成し、その内容について定期的な実習演習担当教員との面談を通して課題の明確化及び到達目標の達成状況等について確認する。

実習終了後には実習報告会を開催する。報告会では個人での発表に加えてグループで討論を行い、各分野における実習で学生が感じた疑問や課題、到達目標に関する自己評価等について共有する。報告会の準備を通じて実習全体を通じた振り返りの機会になるとともに、学生同士で共有することで異なる施設や分野の間接的な実習体験を得ることができ、報告会での学びを新たな実習先での課題や到達目標の設定に活用する。学内実習では自らが担当するケースについての記録を基に見立てや支援方針についてまとめ、実習演習担当教員及び学生で構成されるケースカンファレンスで報告することでケースに対する理解を深める。

#### (8) 教員の配置並びに巡回指導計画

実習の巡回にあたっては、実習演習担当教員としての要件を満たす専任教員 6 名と、公認心理師有資格者である兼任教員 1 名が担当する。実習演習担当教員は、各領域における 5 年以上の臨床経験を有する公認心理師有資格者の教員であり、それぞれの領域で専門性の高い治療や支援スキルの資格を有している。実習演習担当教員 1 名につき 2～3 施設の実習施設を担当し、実習期間中 1 施設 1 回以上、実習演習担当教員 7 名のローテーションにより実施する。

表 6：実習演習担当教員一覧

区分	職位	氏名	保有資格
専任	教授	玉井 康之	医師、公認心理師、臨床心理士
専任	教授	斉藤 まなぶ	医師、公認心理師、看護師
専任	教授	井上 直美	公認心理師、臨床心理士
専任	准教授	岡田 敦史	公認心理師、臨床心理士
専任	准教授	大里 絢子	公認心理師、臨床心理士
専任	准教授	大庭 輝	公認心理師、臨床心理士
兼担	助教	三上 珠希	医師、公認心理師

#### (9) 実習施設における指導者の配置計画

実習指導者は、文部科学省及び厚生労働省が定める実習指導者としての要件を満たす者が担当する。学外の各実習施設には、主要 5 分野に関する高い識見と実務経験を有する実習指導者をそれぞれ 1～5 名配置し、学内実習施設となる心理相談室においては、実習演習担当教員が実習指導者を兼任する【資料 8】。

#### (10) 成績評価体制及び単位認定方法

成績評価は、学外実習については実習施設の指導者の評価を基に、事前・事後学習の参加状況を踏まえて本専攻の実習演習担当教員による合議により行う。学内実習については、

演習及びケースカンファレンスでの発表や討論への参加状況、心理相談室での面接内容等を総合して評価する。心理実践実習の到達目標である、心理支援職としての倫理観や責任感に基づいた実践力の修得及び多職種連携に必要な態度を満たしていると判断されることにより単位を認定する。

## 9. 入学者選抜の概要

### (1) 選抜方法

本専攻のアドミッション・ポリシー (p.8 参照) に基づき、以下の入試により選抜する。なお、本専攻は公認心理師の養成を目的としていることから、学士課程において公認心理師受験資格の取得に必要な科目の単位を取得又は取得見込みであることを出願の条件とする。一般選抜入試は学力検査科目と口述試験を実施し、推薦特別選抜は口述試験と出願書類により選抜する。

なお、心理支援業務は心理面接や心理検査等、極めて高度な日本語運用能力が求められること、また、本専攻のカリキュラムは夜間の開講が難しい実習科目等が中心となることから、外国人留学生特別選抜及び社会人特別選抜は実施しない。

#### ① 一般選抜

##### ア 選抜の方法

- (ア) 学力検査科目 外国語 (英語)
- (イ) 口述試験

##### イ 出願資格

公認心理師法施行規則第 1 条の 2 に定める大学における公認心理師となるために必要な科目の単位を取得又は取得見込みの者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 大学を卒業した者又は受験年度の 3 月までに卒業見込みの者
- (イ) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者又は受験年度の 3 月までに授与される見込みの者
- (ウ) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者又は受験年度の 3 月までに修了見込みの者
- (エ) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者又は受験年度の 3 月までに修了見込みの者
- (オ) 我が国において、外国の大学の課程 (その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。) を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指

- 定するものの当該課程を修了した者又は受験年度の3月までに修了見込みの者
- (カ) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は受験年度の3月までに修了見込みの者
  - (キ) 昭和28年2月7日文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者
  - (ク) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると本研究科において認められた者
  - (ケ) 次のいずれかに該当する者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本研究科において認められた者（受験年度の3月までに修得が見込まれる者を含む。）
    - i. 大学に3年以上在学した者
    - ii. 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
    - iii. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
    - iv. 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (コ) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認められた者で、受験年度の3月31日までに22歳に達する者

## ② 推薦特別選抜

### ア 選抜の方法

口述試験及び出願書類

### イ 出願資格

受験年度の3月までに日本の大学を卒業見込の者で、次の要件を全て満たす者

- (ア) 合格した場合には入学を確約でき、かつ、本学指導予定教員の受入承諾を得ている者
- (イ) 志望するそれぞれの分野の専門教育を受け、学業成績が優秀で、出身大学の指導教員等が責任を持って推薦できる者
- (ウ) 3年次までの必修科目をすべて修得していること
- (エ) 教養教育科目（弘前大学の場合は教養教育科目）を含んだ3年次までの科目の修得単位（教職課程科目及び単位認定科目は除く）の累積 GPA が 2.7 以上であること
- (オ) 学士課程において公認心理師受験資格の取得に必要な科目の単位を取得又は取



得見込みの者

## (2) 選抜基準・選抜体制

入学選抜にあたっては、以下の点を評価する。

- ① 高度な専門知識と技能を基盤として心理支援を実践するための基礎的知識と方法論
- ② 多職種連携によるチーム医療を実践するための基礎的知識と方法論及び態度
- ③ 地域社会における心理学的課題をリーダーとして解決するための研究を行うための意欲及び基礎的知識と方法論

学力検査科目である外国語（英語）では、心理支援職として生涯にわたる資質向上を図るにあたって、国内外の情報を収集する能力が求められる。心理学や臨床心理学及び医学・保健医療等の関連領域に関する論文や書籍を理解するために必要な英語力を身につけているかを評価する。また、口述試験では、心理的課題を解決するための研究を行う基礎的知識と方法論に関する理解や心理支援を実践、発展させるための探求心について、修士論文の研究計画書及び卒業論文の概要に関する質疑応答により評価する。また、多職種連携及びチームアプローチを行うにあたって求められる協調性やコミュニケーション能力について評価する。なお、募集人員は一般選抜 3 名程度、推薦特別選抜 3 名程度とする。

## 10. 教員組織の編制の考え方及び特色

### (1) 教員組織編制

入学定員 6 名（収容定員 12 名）に対して 10 名の専任教員を配置し、そのうち 5 名を教授とする。教員組織編制の考え方として、既存の医学部心理支援科学科を担当する専任教員に加えて、実習等の教育体制を充実させるために新たに 2 名の教員を配置する。

また、本専攻は公認心理師の養成を目的としていることから、各科目の担当は公認心理師資格又は医師免許を有し、現場における専門職としての勤務経験を有する教員や、認知・言語心理学など人間の基本的な心理メカニズムに関する基礎研究を専門とする教員により組織を編制する。多職種連携による心理支援を実践するにあたって必要となる心理検査や各種心理療法等、心理学及び臨床心理学に関する専門的知識及び技能を修得させるため、医学分野、文学分野、教育学分野、心理学分野等の学位を取得している専任教員を配置する。

表 7：専任教員の構成

職位	氏名	専門分野	保有学位	保有資格	年齢
教授	栗林 理人	児童精神医学	博士（医学）	医師	64
教授	玉井 康之	思春期青年期精神医学、コンサルテーション・リエゾン精神医学、緩和ケア、精神分析	博士（医学）	医師 公認心理師 臨床心理士	63
教授	斉藤 まなぶ	乳幼児・児童青年期精神医学、認知行動療法、疫学、臨床精神神経薬理学	博士（医学）	医師 公認心理師 看護師	58
教授	小河 妙子	認知心理学、実験心理学、認知科学	修士（心理学） 博士（学術）	—	53
教授	井上 直美	臨床心理学、心理査定、司法心理学	修士（社会科学） 博士（学術）	公認心理師 臨床心理士	58
准教授	岡田 敦史	臨床心理学、教育・学校心理学、発達心理学	修士（心理学） 博士（文学）	公認心理師 臨床心理士	65
准教授	大里 絢子	臨床心理学、発達心理学、障害児・障害者心理学	博士（医学）	公認心理師 臨床心理士	49
准教授	朴 白順	臨床心理学、神経心理学、高次脳機能障害学	修士（人間・環境学） 博士（人間・環境学）	公認心理師	57
准教授	大庭 輝	臨床心理学、発達心理学、福祉心理学	修士（心理学） 博士（人間科学）	公認心理師 臨床心理士	42
助教	櫛引 夏歩	臨床心理学、教育心理学、パーソナリティ心理学	修士（教育学） 博士（心理学）	公認心理師 臨床心理士	31

※年齢は完成年度（令和 8 年 3 月 31 日時点）における満年齢

## (2) 教員組織の年齢構成

本学の定年退職の年齢は 65 歳である【資料 9】。完成年度（令和 8 年 3 月 31 日時点）における専任教員の年齢構成は 30～39 歳が 1 名、40～49 歳が 2 名、50～59 歳が 4 名、60～64 歳が 2 名、65 歳が 1 名となっており、教育研究を安定的に行うことができる体制となっている。

## 11. 研究の実施についての考え方、体制、取組

本学では、研究支援に係る人的資源及び体制を強化するために研究・イノベーション推進機構に学術研究支援室（旧 URA 室）を設置している。学術研究支援室では、部門長（兼任教授）、URA（リサーチ・アドミニストレーター）4 名、コーディネーター 1 名が、競争的資金獲得の支援、研究プロジェクト、産学連携促進、大学成果の社会実装の支援などの研究活動におけるアドミニストレーション支援に従事している。また、産学官連携事業により、地域社会に知識を還元し、持続的な発展に貢献することを目指している。学術研究支援室では、毎年、科研費獲得セミナーを開催し、研究計画調書の質の向上や科研費獲得件数の増加を目指している。さらに、不採択となった研究課題の支援など、研究者が充実した研究環境で研究活動を行うための取り組みを行っている。また、共用機器基盤センターにおいては、

先進機器の導入や既存機器の集約によって、利便性の向上を図りながら、研究環境を提供している。本学では、研究者がより充実した研究環境で研究活動を行い、その成果を社会に還元することを目標としている。研究支援に対する取り組みを強化し、研究者のサポート体制を整備することで、より質の高い研究成果を実現することを目指している。

## 12. 施設、設備等の整備計画

### (1) 校地、運動場の整備計画

本専攻の教育・研究を支える主な校地は本学の文京町キャンパスである。文京町キャンパスには、学部 1 年次に教養教育科目を受講する総合教育棟 (11,756 m<sup>2</sup>)、多目的広場 (12,144 m<sup>2</sup>)、体育館 (3,394 m<sup>2</sup>) を有し、このほか、附属図書館、保健管理センター、武道場、弓道場等が整備されている。また、学生が休息するスペースとして、食堂や売店を備えた学生会館がある。

一方、保健学専攻（博士前期課程）のある本町キャンパスには医学部医学科、保健学科及び心理支援科学科、医学研究科及び保健学研究科並びに医学部附属病院が設置され、本学における医学及び保健医療系の中心的なキャンパスである。本町キャンパスには、附属図書館医学部分館、保健管理センター分室、体育館 (1,457 m<sup>2</sup>)、野球場、食堂や売店の福利厚生施設が充実している。

なお、学園町キャンパスには、総合運動場 (61,484 m<sup>2</sup>) や野球場、プールが整備されている。

### (2) 校舎等施設の整備計画

文京町キャンパスの教育実践総合センターを活用し、実習・演習、指導及び心理相談関連の設備やプレイルーム、院生室等を整備する。

センター建物内における心理相談室は、1 階（床面積 193 m<sup>2</sup>）に受付業務を行う事務室と来談者待合スペース、相談内容記録・データ保管庫、プレイルーム、教員研究室 1 部屋を配置する。プレイルームは、子どもを対象とした遊戯療法を行うことを想定し、大型玩具や箱庭などを備える。事務室や保管庫には、相談記録等を扱う専用のパソコンを設置する。また、保管庫には検査道具や検査用紙等も保管する。2 階（床面積 174 m<sup>2</sup>）には、カウンセリングルーム 2 部屋、心理検査室 1 部屋、カンファレンスルーム 1 部屋、院生室 1 部屋を設置する。カンファレンスルームは、学生・教員合わせて最大 30 名を収容でき、会議用テーブルや椅子、スクリーン及びプロジェクターを設置する。院生室は、学生達が学年を超えて交流できるように 2 学年合同で使用するものとし、各学生にデスク 1 台と鍵付きロッカー及び共用の書棚やキャビネットを備え付ける【資料 10】。3 階（床面積 174 m<sup>2</sup>）には共用演習室 2 部屋を設置し、講義や演習科目を実施する。本学ではノートパソコン

ン等を持参して学修する BYOD (Bring Your Own Device) を基本とするため、授業や研究に用いるパソコンは各自が持参するが、共用のプリンターを設置する。したがって、学生は授業や実習、修士論文の研究に必要な学修をセンター内で取り組むことが可能である。

また、本町キャンパスにおいては、保健学研究科棟内に防音設備のある実験室を設置しており、学生が修士論文の研究で実験法を用いた研究を行う場合には、パソコン等の装置を用いた心理学実験が行える。さらに、医学部附属病院での実習のために、ロッカーを設置した学生控室が確保されている。

本町キャンパスへの移動が発生するのは、医学部附属病院における実習及び保健学専攻（博士前期課程）との合同開講科目の授業日である金曜日のみとし、学生の移動が頻繁に発生しないよう配慮している。両キャンパス間の距離は 2 km 程度であり、徒歩約 25 分、自転車約 10 分程度である。

表 8：校地面積及び校舎面積

キャンパス名	校地面積	校舎面積	拠点とする学部・研究科
文京町キャンパス	115,604 m <sup>2</sup>	84,804 m <sup>2</sup>	保健学研究科心理支援科学専攻 人文社会科学部 教育学部 理工学研究科 農学生命科学部 地域社会研究科 地域共創科学研究科 総合教育棟
本町キャンパス	81,377 m <sup>2</sup>	47,884 m <sup>2</sup>	医学部心理支援科学科 保健学研究科保健学専攻 医学研究科 医学部附属病院
計	196,981 m <sup>2</sup>	132,688 m <sup>2</sup>	

### (3) 図書等の資料及び図書館の新しい機能

本学附属図書館は、本館（文京町キャンパス）と医学部分館（本町キャンパス）に分かれており、本館及び医学部分館を合わせて、現在、約 84 万冊の図書資料、約 25,000 種類の雑誌を所蔵し、電子ジャーナル約 13,000 誌や電子ブック約 6,400 点の閲覧が可能であり、学生の教育・研究の支援を積極的に推し進めている。本館には、学生の学習活動を支援する施設として令和 3 年 5 月に完成した「アカデミック・コモンズ」が設置されており、1 階は、常時 BBC ワールドニュースを放映し英字新聞や eBook を閲覧できる「グローバル・スクエア」、動画コンテンツの撮影や製作が可能な「プレゼンテーション・スタジオ」、静謐な環境が保たれる「リーディング・ルーム」、飲食が可能な「リフレッシュ・スペース」などで構成されている。

本館は休業期間の土・日曜日を除く毎日、医学部分館は休業期間も含めて土・日曜日も開館して教育・研究活動を支援するとともに、地域社会にも公開し、一般の方への貸出も

行っているほか、ホームページにより、利用案内、蔵書目録、電子ジャーナル、大学研究情報等の情報発信を行っている。

また、本館と医学部分館において、相互で貸し出しサービスを実施しており、必要な図書等を取り寄せることができる。

表 9：図書館利用時間

	授業期		休業期		備考
	月～金曜日	土・日曜日	月～金曜日	土・日曜日	
本館	9:00～22:00	10:00～17:00	9:00～17:00	休館	祝日、夏季一斉休業期、
医学部分館	9:00～22:00	10:00～17:00	9:00～17:00	休館	年末年始は休館

### 13. 2 以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

本専攻の講義・演習科目は、主に文京町キャンパスにおいて実施する。本町キャンパスへの移動が発生するのは、医学部附属病院における実習及び保健学専攻（博士前期課程）との合同開講科目の授業日である金曜日のみとし、学生の移動が頻繁に発生しないよう配慮している。両キャンパス間の距離は 2 km 程度であり、徒歩約 25 分、自転車約 10 分程度である。なお、文京町キャンパスから本町キャンパスへは無料の連絡バスを運行している（冬期間のみ週 2 回）。

専任教員のうち 4 名は、学内実習施設を有する文京町キャンパスを教育研究活動の拠点とし、保健衛生学分野の教員を 2 名配置する。その他の 6 名の専任教員は、本町キャンパスを教育研究活動の拠点とする。学部科目と大学院科目の実施に伴うキャンパス間の移動が想定されるが、担当授業科目の割り振り、教育研究及び管理運営に関する事項を工夫した計画とすることや、休み時間等を効率的に活用することで、キャンパスが離れていることによる教育研究体制に影響はない。

表 10：専任教員の配置状況

文京町キャンパス		本町キャンパス	
教授	斉藤 まなぶ（保健衛生学）	教授	栗林 理人（保健衛生学）
教授	井上 直美（心理学）	教授	玉井 康之（保健衛生学）
准教授	大里 絢子（保健衛生学）	教授	小河 妙子（心理学）
助教	櫛引 夏歩（心理学）	准教授	岡田 敦史（心理学）
		准教授	朴 白順（心理学）
		准教授	大庭 輝（心理学）

※ カッコ内は、教員の研究領域（心理学分野又は保健衛生学分野）を示す。

## 14. 管理運営

### (1) 学長主導のガバナンス体制

本学は、学長のリーダーシップによる全学的な合意形成を重視し、本学の課題解決と目標達成を果たしている。本専攻においても、学長が指名した保健学研究科長がイニシアチブを十分に発揮できるガバナンスが実現されており、迅速かつ効果的な運営が可能となる体制を構築する。

### (2) 組織

#### ① 保健学研究科教授会

保健学研究科における最終意思決定機関であり、教育・研究、管理運営に関し、審議する。教授会の議長は保健学研究科長が務める。

#### ② 保健学研究科心理支援科学専攻会議

保健学研究科心理支援科学専攻の教育・研究、管理運営に関し、審議する。専攻会議の議長は、医学部心理支援科学科長が兼任する。

#### ③ 専門部会

保健学研究科心理支援科学専攻会議の下に次の2つの専門部会を置く。

- ・ 実習部会
- ・ 心理相談室運営部会

#### ④ 実習連絡協議会

医学部心理支援科学科の実習部会では、各実習の具体的計画立案のため、実習先の確保、実習先との契約締結、実習水準の確保のための具体的方策、実習先との連携体制、事前・事後における指導計画、適切な担当教員の配置や巡回指導計画、実習先での指導者の配置、成績評価体制・単位認定方法の各項目を定め、調整を行っている。そして、これらの厳密な維持・管理を図るための施設との密な連携体制の構築の必要性から、「実習連絡協議会」を設置し、実習の実施にあたっての実習水準の確保を図っている。本協議会は、医学部心理支援科学科の実習部会メンバー及び実習先の実習指導者で開催し、年2回の開催予定である。なお、医学部心理支援科学科の実習部会と本専攻の実習部会メンバーは共通している。年度初めの1回目は、実習の期間、実習先との契約締結、実習水準の確保のための具体的方策、実習先との連携体制、実習先との指導計画及び実習の成績評価などを調整し、2回目は実習の成果並びに今後の課題及び改善等を検討する。

本専攻における実習演習担当教員と実習先機関は医学部心理支援科学科と共通していることから、医学部心理支援科学科と保健学研究科心理支援科学専攻の実習部会は同時

に開催する。

#### ⑤ 事務組織

保健学研究科事務部が所掌する。

### 15. 自己点検・評価

本学は、中期目標・中期計画に定めた基本的な目標を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検及び評価に係る業務を行うことを目的とした評価室を設置している。評価室は、教育評価部門、研究評価部門、社会貢献評価部門、管理運営評価部門、診療評価部門、その他室長が必要と認めた評価部門から構成されており、主に、全学に係る組織の業務評価及び職員の業績評価の情報収集並びに基礎資料の作成、組織の業務評価及び職員の業績評価の評価基準の原案作成並びに評価基準の見直し、中期目標・中期計画の基礎資料の作成、認証評価機関の評価に関する業務、全学に係る自己点検及び評価に関する業務、全学に係る外部評価に関する業務を行っている。

#### (1) 内部質保証

本学の内部質保証の基本方針に基づき、各学部・研究科及び各研究所等を対象に自己点検・評価を毎年度実施している。自己点検・評価の基準は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の大学機関別認証評価に係る「大学評価基準」及び「選択評価事項」を用いて実施し、教育研究活動や組織、人員、施設設備、運営などの全般にわたって、継続的に点検及び評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組んでいる。

対象組織の推進責任者（部局長等）は、自己点検・評価の結果を受け、必要な改善を図るとともに、学長へ報告する。なお、さらなる改善が必要と認められる場合は、学長が推進責任者へ必要な指示を行うとともに、重要な改善が必要な場合は、教育研究評議会でも審議することとなっている。

#### (2) 組織評価

各学部、研究科及び各研究所を対象に、毎年度実施することにより、それぞれの教育研究活動等の状況を明らかにし、本学の教育研究等の質の向上及び機能強化の推進に資することを目的として実施している。部局は、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、評価資料を学長へ提出し、学長は教育研究活動等の状況に加え、別途収集する評価指標に関する状況に基づき、部局長から意見を聴取したうえで、総合的な評価を行っている。なお、評価の結果は、役員会の議を経て、当該部局に通知される。

#### 【評価項目】

- ア 教育研究活動等の状況（教育活動、研究活動、社会との連携等）
- イ 評価指標に関する状況

### (3) 教員業績評価

本学の教育研究等の質の向上を目的とし、毎年度、教員の業績評価を実施している。教員業績評価は、一次評価者による評価後、調整者による調整を経て、学長が最終評価を行う。また、学長は、評価項目及び評価基準、評価結果の分布状況等を公表し、当該評価結果を教育研究等の質の向上や活性化に役立てるとともに、処遇等に反映させる。

#### 【評価の種類】

- ・活動状況評価
- ・貢献度等評価

#### 【評価の分野】

- ・教育、研究、社会貢献、診療及び管理運営の5分野

## 16. 情報の公表

本学は、学校教育法第113条及び学校教育法施行規則第172条の2に基づき、公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況を積極的に公開している。

### (1) 大学ホームページによる情報提供

弘前大学ホームページアドレス <https://www.hirosaki-u.ac.jp/>

### (2) 教育研究活動等に関する情報の公開

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/education/educationalinfo/>  
教育情報の公表（学校教育法施行規則第172条の2関係）

#### ① 大学の教育研究上の目的に関すること

- ・大学の目的
- ・大学院の目的
- ・各学部及び研究科の目的

#### ② 教育研究上の基本組織に関すること

- ・学部（学科、課程等）の名称



- ・研究科（専攻等）の名称

**③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること**

- ・教育研究組織図
- ・事務機構図
- ・教員数（部局別・職種別・男女別）
- ・教員の年齢構成（職種別・男女別）
- ・教員が有する学位及び業績
- ・教員の授業科目の特色

**④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する  
ことについて**

- ・入学者に関する受け入れ方針
- ・入学定員（編入学を含む）、収容定員、在学者数
- ・卒業生数、修了者数
- ・就職者数、進学者数

**⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること**

- ・学年暦

**⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること**

**ア 学修の成果に係る評価及び卒業認定基準（大学）**

- ・学則
- ・教養教育履修規程
- ・人文社会科学部規程
- ・教育学部規程
- ・医学部規程
- ・理工学部規程
- ・農学生命科学部規程

**イ 学修の成果に係る評価及び修了認定基準（大学院）**

- ・大学院学則
- ・大学院共通科目履修規程
- ・人文社会科学研究科規程
- ・教育学研究科規程
- ・医学研究科規程

- ・保健学研究科規程
- ・理工学研究科規程
- ・農学生命科学研究科規程
- ・地域社会研究科規程
- ・地域共創科学研究科規程
- ・授与する学位の名称
- ・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー

**⑦ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること**

- ・キャンパスの概要、キャンパスまでの交通機関
- ・課外活動の状況、課外活動施設
- ・休息がとれる環境、その他の学習環境

**⑧ 入学料、授業料その他の大学が徴収する費用に関すること**

- ・入学料、授業料について
- ・入学料、授業料の免除について
- ・奨学制度について
- ・学寮生活に必要な経費
- ・教材購入費
- ・施設利用料
- ・大学等における修学の支援に関する法律施行規則第7条第2項に基づく確認申請書

**⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること**

- ・学生生活支援など（学生担任制度、オフィスアワー、学長直言箱、キャンパスマナー、学生表彰制度及び懲戒、経済生活、福利厚生など）
- ・課外活動
- ・教育職員免許状の取得
- ・学芸員の資格取得
- ・心身の健康について
- ・国際交流について
- ・就職について
- ・インターンシップについて

**⑩ その他**

ア 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

<https://gkm.hirosaki-u.ac.jp/kyoikuinfo/policy.html>

トップページ>教育>授業・履修>教育情報>弘前大学教育情報

#### イ 弘前大学規則集

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/about/kisoku/>

トップページ>弘前大学について>基本情報>弘前大学規則集

#### ウ 学部・研究科の設置等に係る情報

[https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/public-info/gakubu\\_setti/](https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/public-info/gakubu_setti/)

トップページ>弘前大学について>その他の公表事項>学部・大学院の設置について

#### エ 自己点検・評価、外部評価

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/evaluation/>

トップページ>弘前大学について>認証評価／外部評価／自己点検・評価

#### オ 認証評価

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/evaluation/kikanbetsu/>

トップページ>弘前大学について>認証評価／外部評価／自己点検・評価>機関別認証評価

### (3) 学位論文に係る評価の基準

[https://www.hs.hirosaki-u.ac.jp/web/daigakuin/z\\_cd\\_policy.html](https://www.hs.hirosaki-u.ac.jp/web/daigakuin/z_cd_policy.html)

トップページ>大学院保健学研究科>博士前期課程 カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー

## 17. 教育内容の改善を図るための組織的な研修等

### (1) ファカルティ・ディベロップメント (FD)

保健学研究科の教員が授業の運営や学生の研究指導等に関する情報交換を通して課題を共有することによって、授業改善や自らの研究指導能力の向上に向けて、スキルアップしていくことを目的とし、保健学研究科のFD研修を定期的にも実施する。

### (2) 教育推進機構による教育の改善・充実等

本学では、本学の教育理念と目標に沿い、本学の学士課程教育及び大学院課程教育の充実を図るとともに、教育の改善・充実、学生の確保、キャリア形成に係る調査・研究、企画立案及び実施を総合的、全学的に行うことを目的として「教育推進機構」を平成24年7月に設置し、「教育の質の向上」「教育の評価」等に関する業務を行っている。

### **(3) 教育に関する表彰**

本学では、教育に関して優れた業績を上げた教員に対する表彰を実施するため、教員の表彰制度を設け、教員の教育に対する意欲を高め、資質や能力の向上を図っている。

### **(4) スタッフ・ディベロップメント (SD)**

本学では、教職員に対して、コンプライアンス（法令遵守）の重要性を理解するためのコンプライアンス研修会、ストレス対処法を体得するストレスコーピング研修、ハラスメント防止を徹底するためのハラスメント対策講習会、情報セキュリティに関する意識向上を目的とした情報セキュリティセミナー、研究活動における不正行為に対応するための研究倫理教育（eL CoRE を導入）等を実施している。また、技術職員等を対象として本学の学部・大学院の教育を受講させる社会人入学によるキャリアアップ（自己啓発）研修を実施している。引き続き、必要な知識及び技能を修得させるとともに、能力及び資質の向上を図っていく。